

信用保証制度（県災害復旧資金）

令和元年8月28日に発生した豪雨災害で被害に遭われた中小企業・小規模企業者の方々の資金繰りの円滑化を図るため、県制度金融に「令和元年8月豪雨災害復旧資金」を創設し金融を実施します。

■対象者

市内に事業所を有する個人又は市内に本店若しくは事業所を有する中小企業者
豪雨により被災し、事業用資産に被害を受けたことについて、市長が発行する罹災証明又は被災証明を受けた方

■制度概要

令和元年8月豪雨災害復旧資金

融資限度額	3,000万円（市町長が証明する被害金額の範囲内）
資金の用途	災害復旧を行うために必要とする設備資金及び運転資金
貸付利率	年0.9%
保証料率	年0%（県が全額負担）
貸付期間	10年（据置期間1年）
必要書類	保証申込書、受付機関の意見書、市町長の発行する罹災証明書（被害証明書）、設計書・カタログ及びその見積書、最近3期の財務諸表（付票を含む）
受付期間	令和元年8月28日から令和元年12月27日まで

◆問い合わせ先

武雄商工会議所 0954-23-3161

武雄市商工会（北方町） 0954-36-2111

武雄市商工会（山内町） 0954-45-2505

武雄市商工観光課 0954-23-9237

最寄りの金融機関 佐賀銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信用金庫、佐賀西信用組合、親和銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、佐賀東信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、筑邦銀行、大川信用金庫、横浜幸銀信用組合

佐賀県産業労働部経営支援課（金融担当） 0952-52-7093